

兵庫県公報

平成22年3月31日 水曜日 第8号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

規 則	ページ
○ 兵庫県税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）	1
告 示	
○ 全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更（企画県民部総務課）	5
県議会訓令	
○ 兵庫県議会事務局組織規程の一部を改正する訓令	5
○ 兵庫県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令	5

公布された法令のあらまし

●兵庫県税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第27号）

- 身体障害者福祉法施行令の一部改正により、身体障害者手帳の交付の対象となる身体障害に肝臓機能障害が追加されたことに伴い、自動車税及び自動車取得税の減免の対象者に肝臓機能障害を有する者を追加することとし、所要の整備を行うこととした。
- 兵庫県税条例の一部改正により、新築住宅特例適用住宅用土地に係る不動産取得税の減額措置の経過年数要件の緩和措置が延長されること等に伴い、所要の整備を行うこととした。

規 則

兵庫県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第27号

兵庫県税条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県税条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第78号）の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に、拗音に用いられている「よ」を「ょ」に改める。

第27条の次に次の1条を加える。

（下肢等障害者、重度下肢等障害者及び精神障害者の範囲等）

第27条の2 条例第100条第1項第3号に規定する下肢、体幹その他に障害を有する者のうち規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

- 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの

障害の区分	障害の級別
視覚障害	1級から4級までの各級
聴覚障害	2級から4級までの各級
平衡機能障害	3級及び5級

音声機能障害	3級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）	
上肢不自由	1級から6級までの各級	
下肢不自由	1級から6級までの各級	
体幹不自由	1級から3級までの各級及び5級	
乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級から6級までの各級
	移動機能	1級から6級までの各級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の機能障害	1級、3級及び4級	
肝臓機能障害	1級から3級までの各級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級	

(2) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者(前号の規定に該当するものを除く。)のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2又は別表第1号表ノ3に定める重度障害の程度又は障害の程度に該当する障害を有するもの

障害の区分	重度障害の程度又は障害の程度
視覚障害	特別項症から第4項症までの各項症
聴覚障害	特別項症から第4項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症から第4項症までの各項症
音声機能障害	特別項症から第2項症までの各項症（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）
上肢不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症
下肢不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症
体幹不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の機能障害	特別項症から第5項症までの各項症
肝臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症

2 条例第100条第1項第4号に規定する規則で定める重度の障害は、次に掲げる障害とする。

(1) 次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める障害の級別に該当する障害

障害の区分	障害の級別
視覚障害	1級から4級までの各級
聴覚障害	2級から4級までの各級

平衡機能障害	3 級及び 5 級	
音声機能障害	3 級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）	
上肢不自由	1 級から 3 級までの各級	
下肢不自由	1 級から 6 級までの各級	
体幹不自由	1 級から 3 級までの各級及び 5 級	
乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	上肢機能	1 級から 3 級までの各級
	移動機能	1 級から 6 級までの各級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の機能障害	1 級、3 級及び 4 級	
肝臓機能障害	1 級から 3 級までの各級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1 級から 3 級までの各級	

(2) 次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法別表第 1 号表ノ 2 又は別表第 1 号表ノ 3 に定める重度障害の程度又は障害の程度に該当する障害

障害の区分	重度障害の程度又は障害の程度
視覚障害	特別項症から第 4 項症までの各項症
聴覚障害	特別項症から第 4 項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症から第 4 項症までの各項症
音声機能障害	特別項症から第 2 項症までの各項症（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）
上肢不自由	特別項症から第 5 項症までの各項症
下肢不自由	特別項症から第 6 項症までの各項症及び第 1 款症から第 3 款症までの各款症
体幹不自由	特別項症から第 6 項症までの各項症及び第 1 款症から第 3 款症までの各款症
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の機能障害	特別項症から第 5 項症までの各項症
肝臓機能障害	特別項症から第 3 項症までの各項症

3 条例第100条第 1 項第 5 号に規定する精神に障害を有する者のうち規則で定めるものは、療育手帳の交付を受けている者のうち重度又は中度に該当する障害を有するもの及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第 6 条第 3 項に定める 1 級の障害を有するものとする。

4 条例第100条第 3 項の表に規定する規則で定める書類は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、同表の右欄に掲げるとおりとする。

減免の理由	提示すべき書類

- 1 この規則は、平成22年 4月 1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の兵庫県税条例施行規則の様式については、当分の間、改正前の兵庫県税条例施行規則の様式によることができる。

告 示

兵庫県告示第405号の 5

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の 6の規定により、全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体に相模原市を加え、これに伴い全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。

平成22年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

第 3 条第 2 号中「岡山市」の次に「、相模原市」を加える。

附 則

この規約は、平成22年 4月 1日から施行する。

県 議 会 訓 令

兵庫県議会訓令第 1 号

議会事務局

兵庫県議会事務局組織規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年 3月31日

兵庫県議会議長 原 吉 三

兵庫県議会事務局組織規程の一部を改正する訓令

兵庫県議会事務局組織規程（昭和41年兵庫県議会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。
第 7 条第 3 項中「政策係」を「政策法務係」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年 4月 1日から施行する。



兵庫県議会訓令第 2 号

議会事務局

兵庫県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年 3月31日

兵庫県議会議長 原 吉 三

兵庫県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令

兵庫県議会事務局処務規程（昭和50年兵庫県議会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。
第 3 条第 1 項第 5 号中「又は休日の代休日」の右に「若しくは超勤代休時間」を加える。

附 則

この訓令は、平成22年 4月 1日から施行する。